

電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会
開催要綱(案)

1 目的

「電子署名及び認証業務に関する法律」(以下「電子署名法」という。)は、平成 12 年第 147 回国会の審議を経て、同年 5 月に公布、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

電子署名法附則第 3 条においては、施行後 5 年を経過した場合に、同法の施行の状況について検討を行うものとされており、総務省、法務省及び経済産業省は、平成 18 年度以降、外部有識者のヒアリングを行うなどして同法施行上の課題の抽出等を実施してきた。この検討会は、当該抽出した課題について議論を行い、今後の電子署名法の運用に反映していくため、開催するものである。

2 名称

本検討会は、「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会」(以下単に「検討会」という。)と称する。

3 検討事項

- (1) 電子署名に用いる暗号技術の安全性向上に係る方策について
- (2) 認定認証業務における利用者の真偽の確認について
- (3) 特定認証業務の認定制度の運用について
- (4) その他検討が必要な事項

4 構成及び運営

- (1) 本検討会は、総務省政策統括官(情報通信担当)、法務省民事局長及び経済産業省商務情報政策局長の検討会として開催する。
- (2) 検討会の構成は、別紙のとおりとする。
- (3) 検討会には、座長及び座長代理 1 名を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により定める。
- (5) 座長は、検討会構成員の中から座長代理を指名する。
- (6) 座長は、検討会を召集し、主宰する。
- (7) 座長は、必要に応じ、関係者等の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) その他、検討会の運営方法は、座長が定めるところによる。

5 開催期間

平成19年12月から平成20年3月末を目途に計3回程度の開催を予定するが、必要に応じて延長する。

6 庶務

本検討会の開催にあたっては、総務省情報通信政策局情報流通振興課、法務省民事局商事課及び経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室が共同して庶務を担当する。

電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会
構 成 員

(敬称略、五十音順)

いしぐろ 石黒	よしあき 義昭	株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム代表取締役常務
しぶや 澁谷	ひろゆき 裕以	社団法人日本経済団体連合会情報通信委員会情報化部会ITガバナンスWG委員
たかはし 高橋	のぶかず 伸和	日本ペリサイン株式会社顧問
つじい 辻井	しげお 重男	情報セキュリティ大学院大学学長
てづか 手塚	さとる 悟	株式会社日立製作所システム開発研究所情報サービス研究センタシニアマネージャ
にしむら 西村	たつゆき 達之	セコムトラストシステムズ株式会社代表取締役副社長
はやかし 早貸	じゅんこ 淳子	情報セキュリティ大学院大学セキュアシステム研究所客員研究員
ふじわら 藤原	ひろたか 宏高	日本弁護士連合会コンピュータ委員会委員
まつもと 松本	つねお 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
みつしお 満塩	ひさふみ 尚史	ディーディーエヌコンサルティング株式会社ディレクター